

平成30年8月3日

商工部中小企業振興課
直 通 092-643-3424
内 線 3666
担 当 酒谷、富崎

緊急特別融資枠を創設し、中小企業支援を実施

～平成30年7月豪雨で被災された中小企業の経営回復を支援します～

- 平成30年7月豪雨により、県内の広い範囲で中小企業に被害が生じています。被害額は、7月23日現在、6億円程度となっております。
- このため、県では、相談窓口を設置するとともに、低利融資の実施や返済条件の緩和措置などを行ってまいりました。
- これらに加え、本日、県の制度融資である緊急経済対策資金に、融資条件をより有利にした「緊急特別融資枠」を創設し、施設・設備の復旧を強力に後押しすることとしました。
- 具体的には、
 - ①融資限度額は3千万円
 - ②金利は、「緊急経済対策資金」よりも引き下げて0.9%
 - ③保証協会への保証料は、全て県が補てんし、中小企業の負担は0としています。
- 被災中小企業が一日も早い経営回復を図ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

◎ 緊急経済対策資金「緊急特別融資枠」の概要

- ①融資対象 平成30年7月豪雨災害に係る被災中小企業
- ②資金使途 復旧に要する設備資金、運転資金
- ③融資利率 0.9% <通常利率1.3%から0.4%引下げ>
- ④保証料率 0% <所定料率0.25%～1.62%を全額県が負担>
- ⑤限度額 3千万円 <既存の融資限度額1億円とは別枠>
- ⑥返済期間 10年以内（据置2年以内）
- ⑦実施期間 平成30年8月3日～31年3月29日
- ⑧申込先 取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

※ 市町村等の発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要となります。
(但し、市町村において罹災証明書の発行に時間を要する場合は、後日提出も可)

※ 原則として既存借入れの借換はできません。

※ 飯塚市は、市内の被災企業が本制度を利用する場合、融資実行から10年間、年0.5%の利子に対する助成を行います。融資実行から10年間は、実質利率が0.4%になります。

【参考】**<県制度融資による支援>**

区分	知事指定災害 (7月9日～)	セーフティネット保証4号 (7月12日～)	緊急特別融資枠 (8月3日～)
被災内容	直接被害のみ	直接被害・間接被害	直接被害のみ
対象市町村	県全域	飯塚市	県全域
融資利率	1.30%		0.9%
保証料率	0.25～1.62%	0.8%	0%
保証割合	80% (飯塚市では100%)	100%	80% (飯塚市では100%)
限度額	1億円		3千万円(別枠)
資金用途	設備・運転資金		復旧に要する設備・運転資金
融資期間	10年以内(据置2年以内)		